

別表第1(第2条・第3条関係)
日常生活用具種目(6種目)

種目		対象者	基準額(円)	耐用年数等	
介護・ 訓練 支援用具	特殊寝台	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児)	154,000	8	
	特殊マット	・ 難病患者等で寝たきりの状態にある者	19,600	5	
	特殊マット(褥瘡予防用)	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で寝たきりの状態にある者 ※医師の意見書が必要	90,000	5	
	特殊尿器	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で自力で排尿できない者	67,000	5	
	入浴担架	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児)	82,400	5	
	体位変換器	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で寝たきりの状態にある者	15,000	5	
	移動用リフト	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000	4	
	訓練椅子(児のみ)	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の児	33,100	5	
	訓練用ベッド	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200	8	
自立生活 支援用具	入浴補助用具	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で入浴に介助を要する者	90,000	8	
	便器 (便器用手すりを含む)	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で常時介護を要する者	手すり付	4,450	8
				5,400	
	T字状・棒状のつえ	・ 平衡機能障害3級の者(児) ・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児)	木材	2,200	3
			金属	3,000	
	移動・移乗支援用具	・ 平衡機能障害3級の者(児) ・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で下肢が不自由な者	60,000	8	
	頭部保護帽	・ 平衡機能障害3級の者(児) ・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児(者)又は精神障害者	12,160	3	
	特殊便器	・ 上肢障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で上肢機能に障害のある者	151,200	8	
	火災警報器	・ 障害種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な者(児)	15,500	8	
	自動消火器	・ 障害種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な者(児)・難病患者等	28,700	8	
	電磁調理器	・ 視覚障害2級以上の者(児)	41,000	6	
	歩行時間延長信号機用 小型送信機		7,000	10	
	聴覚障害者用屋内信号装置	・ 聴覚障害者2級以上の者(児)	87,400	10	
在宅療養等 支援 用具	透析液加温器	・ 腎臓機能障害等3級以上の者(児)	51,500	5	
	ネブライザー(吸入器)	・ 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)	36,000	5	
	電気式痰吸引器	・ 同程度の身体障害者(児)の場合は、意見書が必要 ・ 難病患者等で呼吸器機能に障害のある者	56,400	5	
	酸素ボンベ運搬車	・ 在宅酸素療法者(児)	17,000	10	
	盲人用体温計(音声式)	・ 視覚障害2級以上の者(児)	9,000	5	
	盲人用体重計		18,000	5	
	盲人用血圧計		15,500	5	
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	・ 人工呼吸器の装置が必要な者(児) ・ 難病患者等で人工呼吸器の装置が必要な者	157,500	5	

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	・音声言語機能障害又は肢体不自由者(児)であって発声発語に著しい障害を有するもの	98,800	5	
	情報・通信支援用具 (パソコンの周辺機器やアプリケーションソフト)	・上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者(児)	100,000	5	
	点字ディスプレイ	・視覚障害2級以上の者(児)	383,500	6	
	点字器(両面書真ちゅう版製)		10,400	7	
	点字器 (両面書プラスチック製)		6,600	7	
	点字器 (片面書アルミニウム製)		7,200	5	
	点字器 (片面書プラスチック製)		1,650	5	
	点字タイプライター		63,100	5	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)		89,800	6	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)		36,750	6	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		115,000	6	
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ		29,000	6	
	視覚障害者用読書器		・視覚障害のある者(児)	198,000	8
	盲人用時計(触読)		・視覚障害2級以上の者(児)	10,300	10
	盲人用時計(音声)			13,300	10
	聴覚障害者用通信装置	・聴覚障害又は発声発語に著しい障害を有する者(児)であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要と認められる者(児) ※児は、学齢児童以上とする。	71,000	5	
	聴覚障害者用情報受信装置		88,900	6	
	人工喉頭(笛式)	・喉頭摘出者(児)	5,000	4	
	人工喉頭(電動式)		70,100	5	
	人工喉頭(埋込型用人工鼻)		月額 23,760	—	
人工内耳用外部装置	・聴覚障害者(児)であって、現に装着している外部装置が5年以上経過している者(児)(医療保険が適用できる場合を除く。)	200,000	5		
人工内耳用電池	・聴覚障害者(児)であって、現に人工内耳を装着している者(児)	月額 2,000	—		
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	・視覚障害2級以上の者(児)	1,030,000	別に定めるところによる。		
点字図書					
排せつ管理	ストーマ装具(畜便袋)	・ストーマ造設者(児)	月額 8,600	—	
	ストーマ装具(畜尿袋)	・高度の排便機能障害者(児)	月額 11,300		
	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品)	・脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者(児) ・高度の排尿機能障害者(児) ※紙おむつの支給は、3歳以上	月額 12,000		
	収尿器(男性用普通型)	・高度の排尿機能障害者(児)	7,700	1	
	収尿器(男性用簡易型)		5,700	1	
	収尿器(女性用普通型)		8,500	1	
	収尿器(女性用簡易型)		5,900	1	
住宅改修費 (別に定めるところによる。)	・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)3級以上の者(児) ※特殊便器への切替えをする場合は、上肢障害2級以上の者(児) ・難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	200,000	対象となる住宅につき1回限り。		